解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年十一月二十五日開催の臨時総会の決議により解散し、平成二十三年十二月十六日に主務官庁の解散の許可を得ています。

当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十一日

群馬県前橋市紅雲町一丁目七番一二号

社団法人群馬県冷凍設備保安協会

代表清算人　中西　保

解散公告（第一回）

当社は、平成十四年十二月三日旧商法第四〇六条ノ三第一項の規定により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十一日

埼玉県春日部市銚子口七七九番地一

株式会社藤井製材

清算人　藤井　満

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月六日開催の理事会の議決を経て、同年三月二十一日に経済産業大臣の認可を受け、同年三月三十一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十一日

東京都港区芝公園三丁目五番八号機械振興会館Ｂ一〇八

財団法人クリーン・ジャパン・センター

代表清算人　小島　襄

解散公告（第一回）

当組合は平成二十四年三月二十八日神奈川県小田原市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十一日

神奈川県小田原市小船一〇〇七番地

小田原市小船森土地区画整理組合

清算人代表　梅津　勝利

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十一日

富山県富山市新桜町六番四号

財団法人富山県公営企業振興団

清算人　山田　和明

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月二日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十一日

静岡市清水区蒲原中四八六―一

特定非営利活動法人東海道蒲原宿の会

清算人　柴川　町子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十一日

京都市中京区烏丸通蛸薬師西入る橋弁慶町二三四番地

特定非営利活動法人ネイチャーワード

代表清算人　村上　五郎

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十一日

島根県松江市八雲町熊野七七三番地一

財団法人八雲開発公社

代表清算人　谷　正次

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十四年三月二十一日高知県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十一日

高知県高岡郡日高村本郷二〇〇番地七

清算法人日下、加茂土地改良区

代表清算人　矢野　忠孝

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十一日

福岡市中央区天神二丁目一二番一号社団法人学士会福岡支部内

財団法人九州大学後援会

代表清算人　石井　幸孝

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年二月二十九日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十一日

長崎県五島市中央町六番地一六

特定非営利活動法人市民バスネットワーク五島

清算人　青山　和好

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十一日

群馬県前橋市大手町二丁目九番五号

財団法人群馬県公園緑地協会

代表清算人　田村　一男

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月二十九日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十一日

神奈川県鎌倉市梶原五丁目九番一号葛原岡神社社務所内　財団法人俊基卿遺蹟保存会

清算人　船橋　信彌

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日存続期間の満了により、平成二十四年四月一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十一日

愛知県知多郡南知多町大字豊浜字会下坪三番地

財団法人須佐保育園

代表清算人　杉浦　紹雄

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十四年三月十四日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十一日

滋賀県近江八幡市出町四六一番五号

滋賀県自動車厚生年金基金

清算人　竹内　貢

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年四月一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十一日

山口県周南市梅園町三丁目一番地の五

社団法人周南市建設業協会

清算人　石丸　篤志

第22期決算公告　平成24年4月11日

北海道苫小牧市晴海町43番地47

苫小牧サイロ株式会社

代表取締役　吉田　正

貸借対照表の要旨

（平成23年12月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	290
	固定資産	1,544
	合計	1,835
負債及び純資産の部	流動負債	442
	固定負債	139
	株主資本	1,252
	資本金	400
	資本剰余金	6
	資本準備金	6
	利益剰余金	846
	その他利益剰余金	846
	（うち当期純利益）	(50)
	合計	1,835